

文化財登録制度と文化財の活用

◎文化財登録制度について

平成8年の文化財保護法改正により、建造物について、これまでの指定制度に加え、文化財登録制度が設けられました。これは、指定制度が手厚い保護を目的とするゆえ厳しい規制を設けているのに対し、ゆるやかな手続や規制のもとで、文化財を活用しつつ保護することを目指したもので、文化財を活用することを目指したもので、文化財を活用することを目指したものです。

対象となるのは、築後50年を経過している建造物で、①国土の歴史的景観に寄与しているもの、②造形の規範となっているもの、③再現することが容易でないもののいずれかの基準を満たすことが必要です。

平成18年4月1日現在、仙台市内には23件の国登録有形文化財（建造物）が存在します。

また、国の制度とは別に、市の制度としても、平成7年に文化財登録制度を設けており、平成18年4月1日現在、24件の市登録有形文化財（建造物）が存在します。

◎市指定文化財「石垣家住宅」

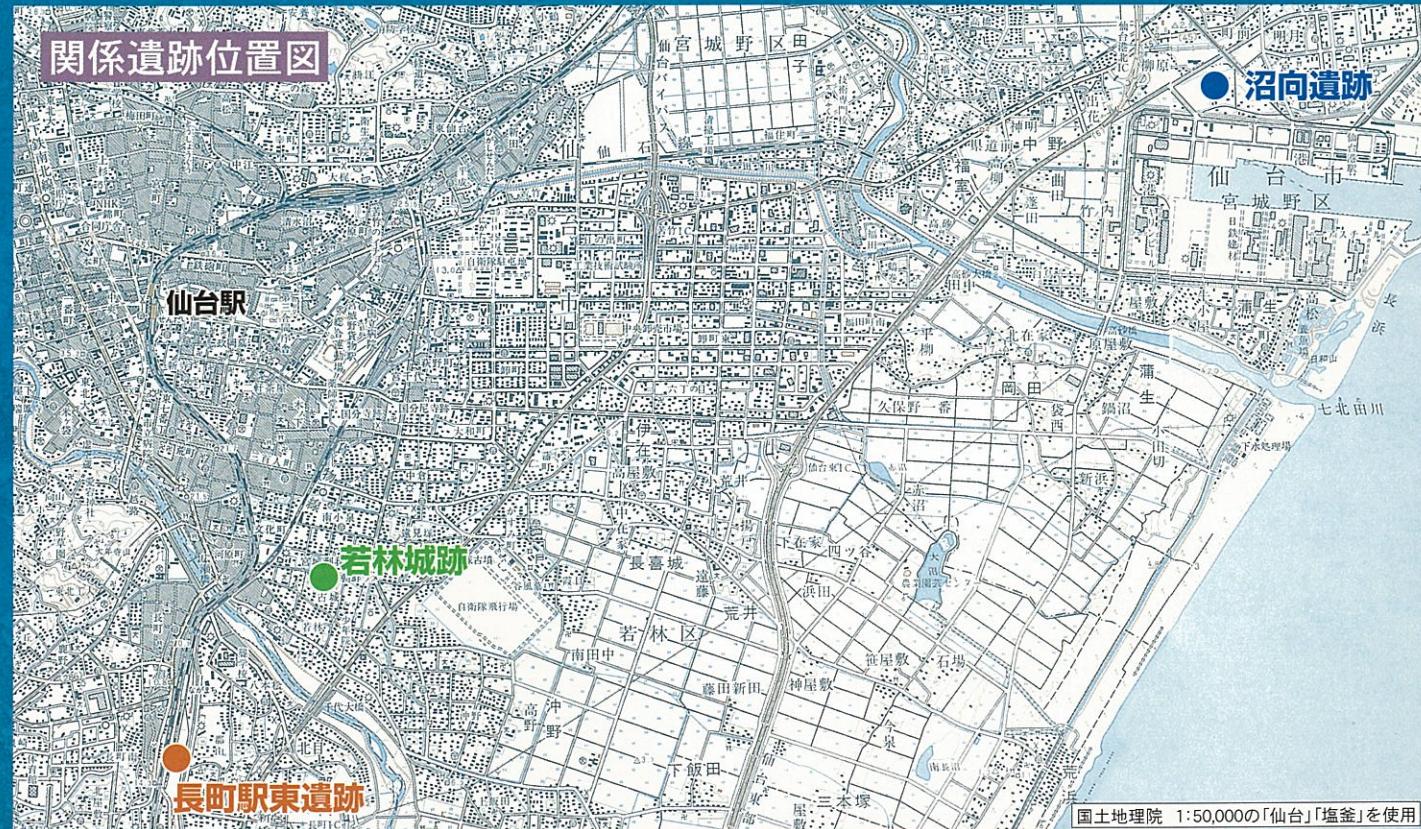
石垣家は、現在の青葉区上愛子字赤生木に所在し、代々、村の組頭などの要職を務めていました。

石垣家住宅は、木造平屋建、寄棟造、茅葺屋根、桁行十二間、梁間五間半、二座敷に田の字形の四間を続けた六間取りで、床の間がある部屋が二つあり、組頭の役宅という家格の高さを表しています。梁や土台に用いられている技法などから、19世紀初め頃の建築と推定されています。

本住宅は、平成6年に解体され、仙台市に寄贈されたものを、平成18年7月に開館した仙台市大倉ふるさとセンター（仙台市青葉区大倉）内に移築復元したものです。古民家の中で昔ながらの食事を楽しんだり、いろいろを囲んで地域に伝わるむかし話を聞いたりと、市民のみなさんと地域をつなぐコミュニケーションの場として、今後、さまざまな利用が図られていくことになります。



大倉ふるさとセンター
住所 〒989-3213 仙台市青葉区大倉字若林14-2
電話 022-391-2060



発行 仙台市教育委員会文化財課

TEL / 022-214-8893

発行日 平成18年10月



語り始めた遺跡たち

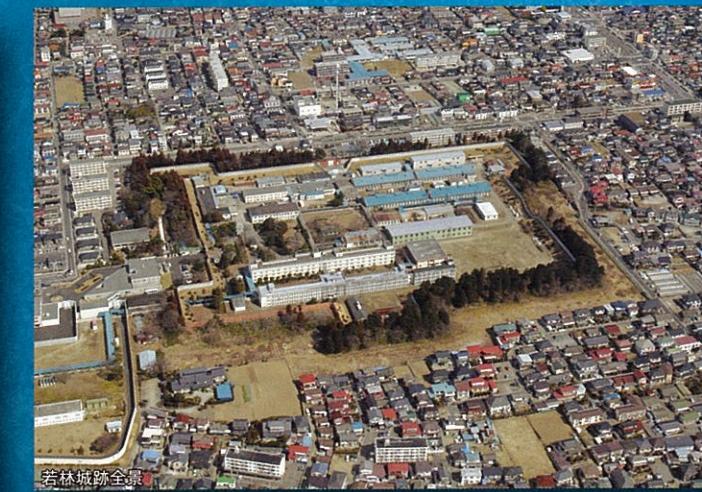
～沼向遺跡・長町駅東遺跡・若林城跡～



古墳
～沼向遺跡～



密集した竪穴住居跡
～長町駅東遺跡～



～若林城跡～

仙台市教育委員会

沼向遺跡 ~「住」「耕」「葬」古の人々の営み~

沼向遺跡とは

沼向遺跡は、仙台港フェリー埠頭の北側約400mに位置しています。遺跡は、標高0.5~1mの微高地から低湿地にかけて立地しています。遺跡の面積は、約12ha（サッカーグラウンド約17面分）です。

沼向遺跡の調査は、仙台港周辺の再開発に伴う土地区画整理事業に先立ち、平成6年度の第1次調査から16年度の第34次調査までの11年間行なわれました。調査総面積は約6.5haに及びます。

時代幅は縄文時代晩期中頃～江戸時代。その中でも中心の一つとなる古墳時代～平安時代前半（4世紀～9世紀頃）の調査では、集落の自然地形を活かした土地利用（微高地：居住域・墓域・畑、低湿地：水田）と食糧生産の実態を考える上での貴重な成果がもたらされています。

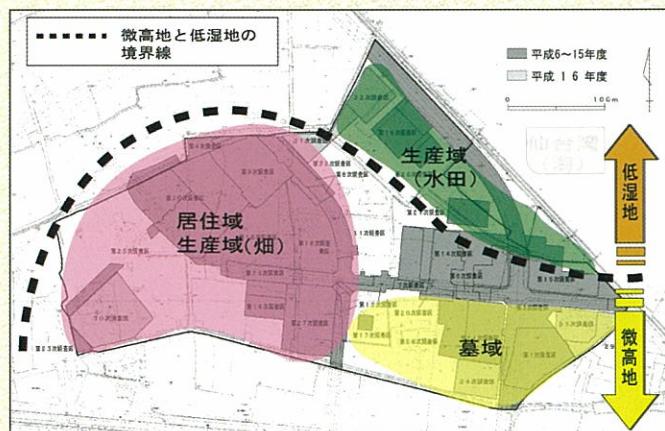
自然地形と集落構造

～古墳時代から平安時代前半まで～

沼向遺跡の立地する2つの自然地形を説明する以下になります。

- ①微高地…浜堤列（海岸に沿って波が作った高まり。主に砂・土からなる。）
- ②低湿地…後背湿地（浜堤列や自然堤防などの後ろにある湿地。主に粘土・泥からなる。）

当時の人々は、こうした土地の条件や自然環境を生かし、右図のような集落を構成していました。



「住」～居住域～

居住域では、竪穴住居跡が古墳時代前期のもの約40軒、後期のもの約30軒確認されました。住居は一辺5~6mの方形で、後期の住居の多くにはカマドが見られます。中には一辺7mと大型で、焼失した木材などが残っているものもあり、住居の構造を知る上で貴重な成果が得られています。ほかに、時期は不明ですが掘立柱建物跡も見つかっています。遺物としては、土器（煮炊き用）や砥石など、当時の日常生活で使用されていたものが数多く見つかっています。



竪穴住居跡（古墳時代前期）



焼失住居（古墳時代後期）

「耕」～生産域～

古墳時代の水田跡は、一区画の面積が10~20m²と小さいのが特徴です。奈良時代でも同様の区画が確認されています。出土遺物としては、木製の馬鍬の台木があります。これは水田の代わりに使われた農具の一部であり、水田の耕作に牛や馬が家畜として使われていたことを示しています。

一方、畑跡は1ha以上の広さが確認されています。畑跡に伴う土坑からは、土師器・須恵器とともに、木製の鍬の柄も見つかっています。また、モモやウメの種子、炭化したコメ、アワ、キビなども見つかっています。



馬鍬の台木



水田跡（古墳時代後期）



畑跡（奈良・平安時代前期）

「葬」～墓域～

沼向遺跡では、浜堤列南東部の高まりを古墳時代前期の墓域として利用していました。

墓域では、円墳11基、方墳3基、方形周溝墓7基が見つかりました。古墳はいずれも墳丘が残っておらず、周溝のみが確認されています。古墳の大きさは、10~15m前後のものがほとんどです。方墳3基と方形周溝墓1基からは、棺を収める埋葬施設が見つかっています。



円墳（古墳時代前期）

縄文から近世まで

～複合遺跡 沼向～

縄文時代から江戸時代まで、幅広い年代の遺物や遺構が見つかっている沼向遺跡。縄文土器から土錐（漁で使用する網につける土製のおもり）、古銭、漆器、陶磁器など、数多くの遺物と遺構の中から代表的なものをお紹介します。



台付浅鉢（縄文時代）



土錐（古墳時代）



井戸跡
(奈良・平安時代前半)



壺（江戸時代）

長町駅東遺跡・西台畠遺跡

～郡山遺跡を支えた集落～

あすと長町土地区画整理事業と発掘調査

太白区長町駅の東側一帯では、国鉄長町貨物操車場跡地を中心とする約82ha（フルキャストスタジアム宮城28個分以上）を対象として、「あすと長町土地区画整理事業」が進められています。区域内には長町駅東遺跡・西台畠遺跡に加え郡山遺跡の一部が含まれてあり、平成10年からの発掘調査によって、7世紀前半から8世紀初め頃の竪穴住居跡が350軒以上と約1500箱の遺物が発見されています。

郡山遺跡については昭和55年からの継続的な調査により、多賀城創建以前の役所跡（官衙）で、建替えのあることが明らかになっていました（I期官衙→II期官衙）。郡山遺跡に役所が置かれた7世紀中頃、現在の宮城県北半は中央の支配が及ばない地域で、そこに住む人々は「蝦夷」と呼ばれていました。この地域を律令体制の中に取り込み、行政的な支配を進めるための役所が郡山遺跡に造されました。

これまでの調査では、官衙内部のことと比べ周辺の様相についてはほとんど不明なままでした。

しかし長町駅東遺跡と西台畠遺跡の調査によって、郡山遺跡の西側一帯に官衙や付属する寺院の造営や運営に関わった人々の計画的につくられた集落が存在し、この時期としては東北地方でも最大級の集落であったことが明らかになってきました。



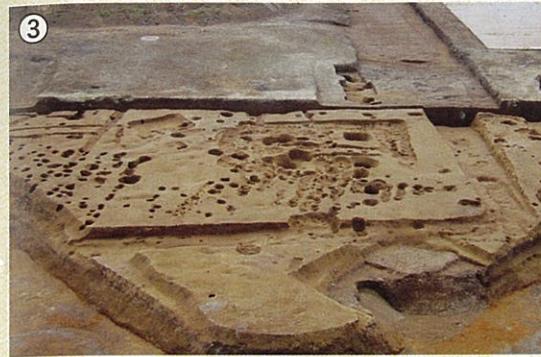
長町駅東遺跡 密集した住居群



西台畠遺跡 同じ方向を向いた住居群（南より）



長町駅東遺跡 区画施設（北より）



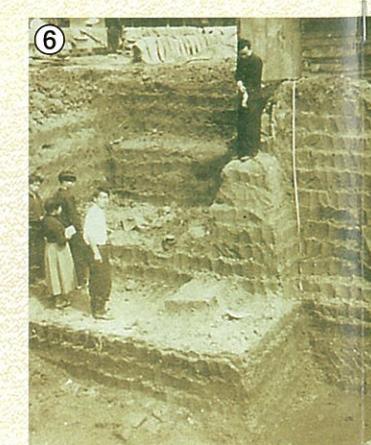
郡山遺跡 II期官衙外溝跡（北より）



郡山遺跡 I期官衙関連溝跡（南より）



関連遺跡航空写真（南より）



西台畠遺跡 昭和32年調査



長町駅東遺跡 土器棺墓（弥生時代）

官衙に関わる遺構

7世紀中頃に造られたI期官衙は、古代陸奥国の建国に関わった重要な柵跡、7世紀末頃に建替えられたII期官衙は、東北地方では最古の伽藍（講堂、金堂・推定、塔等）を持った寺院である「郡山廃寺」を併設する多賀城以前の陸奥国府と考えられています。

特にII期官衙の建物配置は、当時の都である藤原京と特徴を同じくしており、中央との強い結びつきがうかがえる国家的重要施設であることから、平成18年7月に国史跡「仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡」として指定されました。

あすと長町に関わる調査では、こうした官衙そのものに関係する遺構も発見されています。

『I期官衙関連溝跡』 I期官衙西辺の推定ラインから西に約50m離れて平行して伸びるL字形の溝跡です。

『II期官衙外溝跡』 外郭大溝のさらに50m外側に平行する溝跡で、大溝とともにII期官衙のまわりを二重に区画しています。

官衙を支えた集落

長町駅東遺跡と西台畠遺跡から発見された竪穴住居跡は、官衙よりも少し古い時期（7世紀前半）から、官衙の機能が多賀城に移る（8世紀初め）までの時期のものであることから、官衙や寺院の造営や運営に関わった人々の計画的につくられた集落であることが明らかになりました。

出土遺物には、関東地方の特徴を持つ土器もあり、この集落の成立に関して、関東の人と物の移動があったことが想定されます。

長町駅東遺跡からは、当時の一般の集落には見られない大溝と塀となる材木列による区画施設も発見されました。

縄文～弥生時代の姿

古代の竪穴住居跡が見つかる面の下層からは、弥生時代や縄文時代の土器や石器なども出土しています。

昭和32年、当時西台畠遺跡にあったレンガ工場で、粘土採掘中に弥生時代の合口土器棺墓と考えられる土器が出土しました。今回の調査でも、土器棺墓が発見されており、弥生時代の墓制と葬制を知る貴重な発見となりました。

若林城跡

～伊達政宗 晩年の居城～

若林城とは

若林城跡は仙台城跡の南東約4.5kmの若林区古城にあり、現在は宮城刑務所となっています。戦国期にはこの地を国分氏が治め、延宝年間（1673～81）の『仙台領古城書立之覚』は、この付近には二つの「古城」があり、若林城はいずれかの城の上に造営されたと伝えています。寛永4年（1627）に伊達政宗は幕府から「屋敷」として若林城の造営許可を受け、城は翌年完成しました。政宗は晩年、在國中のほとんどをこの城で過ごし、仙台城へは公的な儀式の際に赴くのみでした。若林城の周囲には新たな侍屋敷や町屋敷が造られ、当時、仙台には仙台と若林という二つの城下が存在していました。しかし城は政宗の死後、廃城となり、間もなく仙台城二の丸が造営されました。

若林城の構造

若林城は東西にやや長い長方形を基本に四方に張り出しをもつ典型的な近世城郭です。堀跡を含む規模は東西420m、南北350mと、仙台城本丸や二の丸に匹敵する大きさです。周囲は高さ5mの土塁と幅20m以上の堀で囲まれています。

横矢を掛ける張り出しある4カ所に設置されています。出入り口は南を除く3カ所にあり、城内に入ると内枠形土塁が配置されていますが、現在は西側が残るのみです。仙台城との位置関係からみて大手口は西側だったと考えられます。内部の施設は絵図などが無いために詳細は不明ですが、『若林普請覚書』には庭園や池を推定させる記述がある他、「矢倉」や「築山」があったとする記録があります。現在の城内部の様相は一変しましたが、城南側の堀跡は比較的良く残っています。城北側には近世初めに開削された六郷堀が流れ、城内には政宗が朝鮮から持ち帰ったとされる「臥竜梅」があります。



城南側の堀と土塁



天然記念物「朝鮮ウメ」(臥竜梅)

発掘調査でわかった若林城の姿

これまで行われた若林城跡の調査では、城の遺構は明らかにできず、刑務所施設の建設により失われたものと考えられてきました。しかし平成16年から開始した施設の全体改築に伴う第4・5次調査で、整地上に造られた大規模な礎石建物跡や石敷遺構などが初めて発見されました。

礎石建物には大きな側柱が並ぶ1号建物や、座敷や縁（廊下）を伴い、鉤形に曲がる2号建物、南北に長い3号建物などがあります。2号と3号は縁でつながり、全ての建物には雨落ち溝が巡ります。1号建物は初期の仙台城二の丸御殿の様子を描いた『御二之丸御指図』にある「大台所」と規模や構造が類似することから、廃城に伴い移築された若林城の「台所」と考えられます。また礎石が全く残ってあらず、建物部材と共に仙台城などに持ち出されたと考えられ、陶磁器の出土が極めて少ないのも同様の理由と考えられます。

発見されたこれらの建物は大型なことに加え、西側の大手に近いことから、城の表御殿の一部と考えられます。また第7次調査では、建物に囲まれた「中庭」から石敷きの池跡が発見されました。さらに試掘調査の結果からは、若林城の遺構はより広い範囲に残存している可能性が高く、特に南側には大規模な池や庭園が存在することが予想されます。



発見した遺構群（第5次調査）

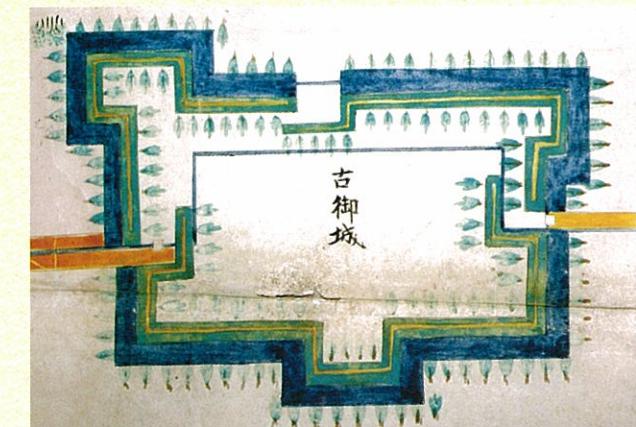


礎石跡（2号礎石建物跡）

若林城のその後

寛永16年（1639）に若林城とその城下が廃止された後、延宝8年（1680）の『肯山公治家記録』では、この地が藩の管理する「園」となっていたことがわかります。寛永13年（1636）に若林にあった「御帳蔵」が火災にあい、また貞享4年（1687）に「硝煙蔵」が爆発したという記録が残っていますが、これらは城外での出来事と考えられます。

現在、若林城を描いた絵図の類は全て廃城後の姿を描いたものです。『仙台城下絵図』には城内を東西に走る水路（六郷堀か？）が描かれ、さらに『御修復帳』の「若林御薬園」には通路や管理棟らしき家屋がみえます。また南側には大規模な池らしきものが描かれていますが、これは若林城にあった池の名残の可能性があります。



『仙台城下絵図』(天明～寛政) 仙台市博物館所蔵